

社会福祉法人あすか福社会役員等報酬等規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あすか福社会定款（平成29年7月4日成立。以下「定款」という。）第9条及び第23条の規定に基づき、社会福祉法人あすか福社会の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- （1） 「報酬等」とは、定款第9条に規定する報酬等をいう。
- （2） 「役員」とは、定款第16条に規定する役員をいう。
- （3） 「評議員」とは、定款第5条の評議員をいう。
- （4） 「評議員会」とは、定款第10条の評議員会をいう。

（報酬）

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃については、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。